

令和 8 年 8 月

第 8 回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和 8 年 第 8 回 和 光 市 教 育 委 員 会 定 例 会 日 程

令和 8 年 8 月 2 6 日（水曜日）午後 2 時 0 0 分開会

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 教育長の報告

日程第 3 付議案件

議案第 1 8 号 市議会へ提出する議案の決定について

議案第 1 9 号 和光市小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて

議案第 2 0 号 和光市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

議案第 2 1 号 令和 6 年和光市議会 9 月定例会において否決となった議案（追認）への対応について（非公開）

議案第 2 2 号 令和 9 年度当初教職員人事異動方針・努力事項について

日程第 4 協議・報告事項

（１）和光市教育委員会事務局職員の人事について（非公開）

日程第 5 その他（教育委員諸報告・委員質問・事務局報告など）

出席委員（５名）

教育長	石 川 毅
教育長職務代理者	牧 江利子
委 員	山 田 実
委 員	天 内 綾
委 員	西 谷 一 晃

欠席委員（なし）

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	松 戸 克 彦
〃 次長兼教育総務課長	大 塚 欣 也
〃 次長兼学校教育課長	辻 英 一
〃 生涯学習課長	細 野 千 恵
〃 スポーツ青少年課長	黒 田 繁
〃 教育総務課主幹	大 塚 洋 文

傍聴人（０名）

開会 午後 2時00分

○石川教育長 皆さん、こんにちは。

連日暑い日が続いていますが、市内小中学校の夏休みは今週までということで、来週月曜日より2学期の登校が始まります。充実した2学期となるよう、教育委員会としましても各学校を支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○石川教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について。

第8回の署名委員は西谷委員をお願いいたします。

◎教育長の報告

○石川教育長 日程第2、教育長の報告をします。

資料1を御覧ください。

12日水曜日、午前中にインフォメーションシェアリングに出席をし、午後は市長との協議を行いました。

17日月曜日、市内小・中学校の初任者教職員を対象とした研修会で講義をしました。その後、朝霞地区防犯協会令和8年度常任理事会及び定期総会に出席をしました。

18日火曜日、こども大学わこう入学式に出席をし、その後、和光市人権教育推進協議会に出席をしました。

21日金曜日、こども大学わこう修了式に出席をして、こどもたちに修了証を手渡しました。

22日土曜日、夏季スポーツ大会を参観しました。午後は、第21回清水かつら記念日本歌曲歌唱コンクール本選審査会に出席をいたしました。

25日火曜日、令和8年度朝霞地区教育委員会連合会第2回理事会に出席をし、午後は政策会議、和光市表彰審査会に出席をしました。

26日水曜日、本日ですが、定例教育委員会を開催しているところです。

27日木曜日、和光市議会が開会し、出席をいたします。

30日日曜日、和光市スポーツ協会秋季野球大会兼第111回市長旗争奪野球大会の開会

式に出席をします。

報告は以上になります。

◎付議案件

○石川教育長 続いて、日程第3、付議案件。

本日の付議案件は5件になります。

議案第18号 市議会へ提出する議案の決定について。

それでは、担当課から説明をお願いします。

○辻次長 それでは、議案第18号 市議会へ提出する議案の決定について説明いたします。

資料の2を御覧ください。

本議案は、和光市教育支援センターの移設等に伴い、和光市教育支援センター条例の一部を改正するため、市議会へ提出する議案の議案決議をお願いするものです。

主な改正内容ですが、その鑑文の続きからの改正前、改正後のところを見ていただくと分かると思います。

教育支援センターの位置を、現在の本町小学校内から広沢1番5号の水道庁舎内に変更すること。

適応指導教室の支援目的について、学校復帰だけでなく、社会的自立に向けた支援へと表現を見直すこと。

それから、運営実態に合わせて、開所時間と休日の規定を整備するものです。

なお、本議案は、令和8年和光市議会12月定例会に提出する予定で、議会での議決後、施行期日の予定ですが、令和9年1月1日を予定しております。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○石川教育長 それでは、説明が終わりましたので、質問、御意見ございましたら、よろしく願いいたします。

○天内委員 よろしいですか。

今回、支援センターを場所移動ということだったんですけれども、本町小の支援センターが入っている場所はどうなるのでしょうか。

○辻次長 本町小学校のほうで今使っていた2教室については、学校のほうでの今度利用になりますので、来年度の学校でどういうふうに発表するかというところで検討しているという感じになっております。

○天内委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○山田委員 開所時間というのは、改正後は時間だけ書いてありますが、曜日とかはどうなのでしょうか。平日ということなんですか。

○辻次長 はい。

こちらの資料から読み取るとすれば、旧のところの第7条のところに、以前というか、これまでは日曜日と国民の祝日に関する法律というふうなところで、土曜日は一応オープンみたいな形で書いてあったんですけれども、今はもう土曜日は、前も説明させていただいたかと思うんですけれども、メール等での今やり取りというふうなことになりますので、開所については月曜から金曜までになります。

○石川教育長 よろしいですかね。

○山田委員 はい。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。

議案第18号 市議会へ提出する議案の決定について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第18号 市議会へ提出する議案の決定については原案のとおり承認されました。

次に進みます。

議案第19号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて。

担当課から説明をお願いします。

○辻次長 それでは、議案第19号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて説明いたします。

資料3を御覧ください。

本議案は、埼玉県立学校職員服務規程の一部改正に伴い、本市の服務規程との整合を図るため、所要の改正を行うものです。

s、自己啓発等休養承認申請書、資料の鑑の次のところを見ていただくと分かると思うんですけども、その申請書における国際貢献活動の例示に「シニア海外ボランティア」、これがありましたが、この表記が「シニア海外協力隊」に変わりましたので、それに改めるものとなります。

制度の内容や運用に変更を加えるものではございません。

施行期日は、令和8年9月1日としております。

御審議のほどよろしくお願いします。

○石川教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございますか。

よろしいですか、これは。文言の訂正ということですね。

（「はい」の声あり）

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。

議案第19号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第19号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについては原案のとおり承認されました。

次に進みます。

議案第20号 和光市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて。

担当課から説明をお願いします。

○辻次長 それでは、議案第20号 和光市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて説明いたします。

資料4を御覧ください。

本議案のほう、和光市立小・中学校管理規則における文言を修正するため、規則の一部の改正を行うものです。

具体的には、次のほうの改正前、改正後を見ていただけたらと思うんですが、学校で

備え付ける表簿の名称として規定している旧の改正前のほうは「職員施行命令簿」というふうに書いてあるんですけども、「職員旅行命令簿」に改めるものです。

この改正につきましても、規定上の表記を実態に合わせ整理するものであり、学校運営や事務手続に変更を生じさせるものではありません。

施行期日は、令和8年9月1日としております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○石川教育長 表簿の名称の変更ということになります。

何か御質問、御意見ございますか。

よろしいですか。

（「ないです」の声あり）

○石川教育長 それでは、議案第20号 和光市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第20号 和光市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについては原案のとおり承認されました。

次へ進みます。

議案第21号 令和6年和光市議会9月定例会において否決となった議案（追認）への対応については、忌憚のない御意見、意見交換をしたいため、非公開としたいと思います。

非公開に当たっては、出席者の3分の2以上の方の賛成が必要となりますが、本件を非公開とすることについて何か御意見ございますか。

よろしいですか。

（「はい」「ありません」の声あり）

○石川教育長 それでは、同意を得ましたので、令和6年和光市議会9月定例会において否決となった議案（追認）への対応については非公開とするため、後ほど、関係者以外の方の退席後に行います。

次に進みます。

議案第22号 令和9年度当初教職員人事異動方針・努力事項について。

担当課から説明をお願いします。

○辻次長 それでは、資料6、議案第22号 令和9年度当初教職員人事異動方針・努力事項について説明いたします。

本議案は、令和9年度当初人事異動を進めるに当たり、埼玉県教育委員会の令和9年度当初人事異動方針等に基づき、和光市の人事異動方針・努力事項を定めるものです。

今の資料の次のページから、まず、赤字消しの資料があるかと思います。その次、またいきますと完成版がありますので、併せて御覧いただきながら御確認いただけたらと思います。

では、まず、資料の1、異動の基本方針についてです。

(1) 埼玉県教育委員会の「令和9年度当初教職員人事異動方針」及び「令和9年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」に基づき、円滑・適正な人事異動を行い、本市学校教育の活性化と充実・発展を図る。

(2) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均等化に努め、地域差や学校差を是正する。特に、学校の気風を刷新し、充実した教育の推進を図るため、積極的な人事の交流に努める。

(3) 本市教育水準の向上と人材育成を期し、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、教育効果を高めるため全市的視野に立って人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。その際、女性教職員の個々の能力が十分に発揮できるよう配置に努める。また、障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

(4) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。

(5) 再任用職員については、従前の職務実績に基づく選考により再任用する。なお、役職定年後の教職員及び再任用職員は、当分の間、本市教育委員会所管の学校への配置を原則とするが、これにより難しい場合は広域的な異動により適切に配置を行う。

以上、(1)から(5)を基本方針とするものです。

2、努力事項。

(1) 異動については、本人の意向の把握と校長の具申を尊重し、埼玉県教育委員会の「令和9年度当初教職員人事異動方針」及び「令和9年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」を基本として人事異動を進めるとともに、教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため市町村間の異動を積極的に行う。

(2) 各学校間の教職員構成（性別・年齢・教科・特性・能力・勤務実績・職務経験・男女比等）の均衡化・適正化を考慮し、長期的展望に立って教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適正に配置するよう異動を行う。

(3) 教職員の過員を調整するための異動は、市町村間・教育事務所間及び校種間の異動も含め、重点的かつ優先的に人事異動を行う。また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

(4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在籍10年以内に異動を行う。特に、7年以上の教職員については、積極的に異動を行う。

(5) 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(6) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

(7) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

(8) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

(9) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

(10) 同一校在職3年以上の教職員については、異動対象とする。

(11) 同一校在職3年未満、産休・育休等を取得中及び妊娠中、休職中の教職員については、原則として異動を行わない。

(12) 本市教育の活性化を図るために、可能な限り新規採用教員の受け入れを行う。

(13) 管理職の異動については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

(14) 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。令和8年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。

以上、(1) から (14) を努力事項とするものです。

なお、本市の方針の基となる県の方針、こちらを前年度の方針と比べて確認をしたと

ころ、日付ですとか、年度の数字以外での変更はありませんでした。

ですので、今年度の本市の方針の変更等も、県のものと同様のものとしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○石川教育長 それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

（「はい」の声あり）

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。

議案第22号 令和9年度当初教職員人事異動方針・努力事項について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第22号 令和9年度当初教職員人事異動方針・努力事項については原案のとおり承認されました。

付議案件は以上になります。

◎協議・報告事項

○石川教育長 続いて、日程第4、協議・報告事項。

本日の協議・報告事項は1件になります。

（1）和光市教育委員会事務局職員の人事について。

これにつきましては、人事案件のため、非公開としたいと思います。

非公開に当たっては、先ほど申し上げましたが、出席者の3分の2以上の賛成が必要になりますが、本件を非公開とすることについてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○石川教育長 よろしいですか。

それでは、和光市教育委員会事務局職員の人事については非公開とするため、後ほど、関係者以外の方の退席後に行います。

協議・報告事項は以上になります。

◎その他（教育委員諸報告・委員質問・事務局報告など）

○石川教育長 次に、日程第5、その他。

教育委員の皆様から諸報告があれば、この場でお願いいたします。何かございますでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、教育委員会にいただいた質問は今回なかったということですので、次に、事務局からの諸報告をお願いいたします。

○松戸部長 それでは、令和9年度教育委員会事務局の経営方針について説明をいたします。

資料は、エクセルの教育委員会事務局の経営方針に基づいて説明したいと思います。

まずは、市の予算が確定するまでの流れについて説明いたします。

資料の事務事業評価から総合振興計画実施計画策定までの流れ、このフロー図を御覧ください。

市では、市の最上位計画である総合振興計画の策定から予算の確定まで、P l a n ・ D o ・ C h e c k ・ A c t i o n の P D C A サイクルを回しております。

資料の一番下の A c t i o n の部分を御覧ください。

翌年度の予算を作成、要求する前に、例年6月頃に市長から翌年度の行政経営方針が出されます。その後、各所管課がその方針に基づき、翌年度を含めた3か年の計画、こちらは実施計画と言うのですが、実施計画を9月にかけて作成いたします。なお、この実施計画には、事業費も計上をされております。

今回、教育委員会事務局が作成した実施計画については、新規事業、投資事業、拡充事業、臨時事業で、合わせて全部で42事業となります。

また、同時に部局長の経営方針として、先ほどの実施計画事業を基に、教育部長が作成するのですが、この方針を作成するに当たっては、優先度が高いものAが2割、優先度が中程度のものBが6割、優先度が低いものCが2割と決められていることから、教育委員会事務局の経営方針としては、資料、横長のエクセルのシートですが、資料にある11事業、こちらを優先度Aとしております。

もう一度、A c t i o n の欄を見ていただきたいと思います。市としては、これらの実施計画や経営方針に基づき、市長ヒアリング等が行われ、事業の採択、不採択が決定されます。その後、10月頃に実施計画事業が決定された後、1番上のP l a n の欄を

見ていただきたいと思います。実施計画の策定、予算の編成がありまして、3月議会に予算の議案が提出される流れというふうになっております。

予算については、このような流れから、原則、実施計画事業が採択されたものについて予算が要求できるものとなります。

なお、財政上の都合から、実施計画事業に採択されたものに予算が全てつくかどうかは残念ながら確約はされないのですが、そちらについては御理解いただければというふうに思っております。

以上が予算作成までの流れとなります。

それでは、こちらのエクセルのシートの資料に基づき、各事業について説明いたします。

教育総務課所管は2事業となります。

まず1点目、小学校施設整備、こちらについては、空調機更新工事、白子小、新倉小と。それと、照明器具更新工事、こちらが白子、新倉小、第四小。第三小改築基本計画策定支援業務委託、それと、白子小擁壁改修工事設計業務委託を計上しております。

次に、中学校施設整備につきましては、第三中照明器具更新工事、第三中キュービクル傾斜改善工事、第二・第三中SSR、スペシャルサポートルーム化改修工事を計上しております。

次に、学校教育課所管は4事業となります。

教育振興業務については、コンサルティング業務委託、こちらは今後の学校の在り方、例えば通学区域、学校規模などの検討ということで計上をしております。

続きまして、教育支援センター・特別支援・適応支援（SSR設置）スペシャルサポートルーム設置につきましては、会計年度任用職員報酬・手当等を計上しております。

次に、生徒教育活動につきましては、部活動地域展開運営支援事業者委託、部活動地域展開設備費・消耗品を計上しております。

続きまして、学校給食業務につきましては、コンサルティング業務委託、今後の学校給食の在り方（給食施設の運営形態など）の検討、こちらを計上しております。

次に、給食施設整備につきましては、大和中学校配膳室空調機設置工事、白子小学校配膳室等空調機設置工事を計上しております。

次に、生涯学習課所管は3事業となります。

午王山遺跡史跡整備につきましては、午王山遺跡整備基本計画策定支援業務委託等を

計上しております。

次に、坂下公民館施設整備につきましては、ＬＥＤ設置工事、空調機更新工事、会議室１と和室を計上しております。

南公民館施設整備につきましては、ＬＥＤ照明更新工事、空調機交換工事（和室１）を計上しております。

最後に、スポーツ青少年課所管の１事業につきましては、総合体育館施設整備につきましては、冷温水発生器更新工事、中央監視装置設備更新を計上しております。

以上、説明が長くなりましたが、全体的には、学校や公民館の空調機やＬＥＤをはじめとした設備整備、それと不登校対策、今後の学校や給食の在り方などを重点としております。

また、今後につきましては、教育委員会として、市長に対し予算要望をする機会をどのようにするか検討してまいりたいというふうに考えておりますので、その際はよろしく願いいたします。

長くなりましたが、説明は以上となります。

○石川教育長 それでは、続けて、教育総務課、お願いします。

○大塚次長 教育総務課からは１点御報告させていただきます。

朝霞地区教育委員会連合会の視察研修についてです。資料はございません。

昨日開催されました第２回理事会において、視察研修の日程が決定しましたので、報告させていただきます。

視察の日程については、令和９年１月２５日月曜日となります。また、視察先については、前回の会議で、議論を踏まえて、渋谷区の学びの多様化学校「けやき教室」と調整をしましてまいりましたが、最終的に人数的な問題で受入れが困難というような御報告で連絡がありましたので、教育現場における生成ＡＩの適切な利活用と実践事例の創出のため、パイロット事業の実施校として指定されている千代田区立九段中等教育学校、こちらと今調整を行っております。

行先が正式に決定しましたら、出欠の確認等を併せて取らせていただきますので、よろしく願いいたします。

教育総務課からは以上となります。

○山田委員 もう一度、日にちを教えてください。

○大塚次長 令和９年１月２５日。

○山田委員 25ですか。

○大塚次長 はい。月曜日となります。

○石川教育長 では、続けて、学校教育課、お願いいたします。

○辻次長 先ほど教育長からもありましたが、7月17日金曜日の1学期終了後、実績には今年18日土曜日から今日で40日、今度の日曜日で夏休みが終了となりまして、31日から2学期が始まります。

各学校の様子を確認しますと、教職員が適宜お休みを少し取りながら、その後、職員研修、それから職員作業等を行い、2学期に向けて今準備を進めているところです。現時点で大きな事故等の連絡は入ってきておりません。

2学期は、各学校の教育活動の充実の時期で、行事等、様々な活動が計画されております。教員のほう、肌感覚で、こどもたちの大きな成長を感じる時期かなというふうに思います。

その一つ、小学校の秋の運動会、今年度は白子小と下新倉小を除く小学校7校が秋の実施で、10月3日土曜日の午前中の予定となっております。もし、お時間ありましたら、お近くの学校等御覧いただけたらなというふうに思います。

学校の教育活動がよりよく円滑に進められるよう、学校教育課としてもまたこの後、学校支援していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

学校教育課からは以上です。

○石川教育長 では、続けて、生涯学習課、お願いします。

○細野課長 生涯学習課、お手元にチラシをお配りさせていただきました。

市の指定文化財である「白子囃子」の体験教室を文化財担で実施をいたします。白子囃子保存会の方に講師をしていただいて、9月19日から全9回という内容で実施します。楽器の練習、踊りの練習を行いまして、期間中は11月の市民祭りに一緒に参加して、やぐらの上で演奏していただいたり、講座終了後、関心を持っていた方には、引き続き会の独自の練習のほうに参加していただけるように案内して行って、会の活動を支えていきたいと思っております。

生涯学習課からは以上となります。

○石川教育長 それでは、続けて、スポーツ青少年課、お願いします。

○黒田課長 スポーツ青少年課からは2点御報告させていただきます。

まず1点目ですけれども、和光市総合体育館及び和光市運動場における官民連携事業

による大規模改修に向けたサウンディング調査の結果についてでございます。

こちらについては、定例教育委員会で進捗のほうを説明させていただきましたけれども、結果については7月下旬に公表いたしました。その結果について御報告させていただきたいと思います。

この調査は12事業者に御参加いただきまして、両施設に対する高い関心が寄せられております。

まず、和光市総合体育館の主な意見としまして、総事業費が約30億円程度の規模であればP F I の手法を検討する価値があるといった意見や、指定管理期間については15年程度が望ましいとの意見が出されました。

また、和光市運動場については、商業とスポーツを併せた複合的施設の建設や、大規模改修から長期的な管理運営まで一括して最適化し、ライフサイクルコストを削減するP F I 方式の推奨、また、ニュースポーツ環境の創出の意見がございました。

一方で、近年の物価高騰を踏まえた十分な予算確保や、事業者と市側の公平なリスク分担の明確化など、民間事業者が安心して参画できる条件整備の必要性が指摘されました。

本調査を踏まえまして、今後は、公共施設マネジメント実行計画との整合を図りつつ、全庁的な視点で公共施設の改修に関わる優先順位や、適切な実施時期を検討してまいります。

事業化に向けた検討が本格化した際には、劣化調査や基本計画の策定、P F I 手法等の導入可能性調査などを順次進め、事業手法等を決定してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、スポーツ推進事業の佐久ぴんころウォークの開催についてでございます。

この事業につきましては、防災協定を締結している長野県佐久市とのスポーツ交流及び両市の地域振興を図ることを目的として実施いたします。

9月19日土曜日に一般公募した市民、スポーツ推進委員、市の職員の約30名が参加して、佐久市の臼田総合福祉センターを発着点としまして4キロメートルまたは8キロメートルのコースをウォーキングしてまいります。

スポーツ青少年課からの報告は以上となります。

○石川教育長 ありがとうございました。

それでは、事務局からの諸報告につきまして、何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○石川教育長 それでは、次回の定例教育委員会の日程について説明をお願いします。

○大塚次長 次回の定例教育委員会の日程について御報告させていただきます。

令和8年第9回定例教育委員会は、9月30日水曜日13時30分から、場所は、市役所403会議室で開催いたします。

御報告は以上です。

○石川教育長 それでは、これをもちまして、第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

この後、非公開案件がございますので、よろしくお願いいたします。

閉会 午後 2時37分

第 8 回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員